判 定	

所　得　計　算　表

（表）

【手　順】
1　親①・親②の所得要件算定基準額を計算する。
　　計算については、表-１の算定式にあてはめて計算し、合算する。
　※１人の場合は、親①のみ計算する。
2　１で求めた父母の所得要件算定基準額の合算額を、表-２の収入基準額と比較する。

1　所得要件算定基準額を算定する

提出書類（５）の所得・課税（非課税）証明書を見ながら記入・計算してください。

◆　裏面手順１～３　の計算を実施する。非課税の場合は、所得要件算定基準額を０円とする。

⑴親①の所得要件算定基準額

課税標準額 ［　　］円 × ６％ － 市町村民税調整控除額 ［　　］円 ＝ ［　　］円 （あ）

（あ） － 多子控除額 ［　　］円 － ひとり親控除額 ［　　］円 ＝ ［　　］円 （い）

（い） － 私立自宅外控除 ［　　］円 ＝ ［　　］円 （父の所得要件算定基準額）

⑵親②の所得要件算定基準額

課税標準額 ［　　］円 × ６％ － 市町村民税調整控除額 ［　　］円 ＝ ［　　］円

（母の所得要件算定基準額）

⑶親①②の所得要件算定基準額合計

父の所得要件算定額 ［　　］円 ＋ 母の所得要件算定額 ［　　］円 ＝ ［　　］円

※１００円未満切り捨て

（世帯の所得要件算定基準額）

2　収入基準と比較する（表２を見ながら）

世帯の所得要件算定基準額 ［　　］円 ≦ 収入基準額 189,400 円

※収入基準を下回っていることが条件となります。

表－１　所得要件算定基準額-算定式

手順１	課税標準額×６％－市町村民税調整控除額…（あ）
手順２	（あ）－多子控除（注１）－ひとり親控除（注２）…（い）
手順３	在学者の場合　（い）－私立自宅外控除（入学時に申請する場合は適用されません）（注３）
手順１～手順３にて算出した額　⇒　**所得要件算定基準額**（１００円未満は切り捨て）	

（注１）生計維持者が２人を超える子どもを扶養している場合、２人を超える子ども１人につき40,000円を控除します。
例）「申込者本人」、「大学生の兄」及び「中学生の妹」を扶養している場合の控除
（３－２）人×40,000円＝40,000円
（注２）ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。
（注３）大学等に在学している者が申請する場合において、申請者が私立の大学・短期大学・専修学校（専門課程）に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除します。

表－２　基準額

貸与	381,500円以下
給付	189,400円以下